

特定非営利活動法人北海道グリーンファンド定款

第1章 総則

第1条(目的)

本法人は、環境負荷の少ない、持続可能なエネルギー未来を目指して、市民や地域が主体となった省エネルギー活動の推進と、再生可能な自然エネルギーの普及、促進、及びそのために必要な社会的制度、政策の提言と実現をもって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

第2条(名称)

本法人は、特定非営利活動法人「北海道グリーンファンド」と称する。

第3条(事業)

本法人は特定非営利活動促進法の別表 7 号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1)再生可能な自然エネルギーの普及、促進及び省エネルギー促進を目的とした基金の募集及び運用事業
- (2)会員が電力会社に支払う電気料金に、一定率の基金分を加算した料金の収納事業(以下「グリーン電気料金制度」という)
- (3)再生可能な自然エネルギー及び省エネルギーに関する情報の収集及び広報啓発事業
- (4)再生可能な自然エネルギー及び省エネルギーに関する調査・研究及びコンサルタント事業
- (5)再生可能な自然エネルギーを利用した発電及び売電事業
- (6)再生可能な自然エネルギーの普及、促進及び省エネルギー促進を目的とした社会制度の研究及び政策提言事業
- (7)再生可能な自然エネルギーに関する物品の斡旋・仲介及び販売
- (8)再生可能な自然エネルギーによるグリーン電力証書等環境価値の企画・販売
- (9)再生可能な自然エネルギー等による電気を利用した小売電気事業

(10)前各号の事業に附帯する事業

第4条(事務所)

本法人は、事務所を札幌市中央区に置く。

第2章 会員

第5条(会員の種類)

本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体(総会での議決権あり)

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体(総会での議決権無し)

2. この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

第6条(入会)

本法人に、会員として入会しようとする者は、入会申込書に初年度の会費を添えて申し込まなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 入会の承認は、理事会が行う。

3. 初年度会費の金額等は、総会の議決を経て別に定める。

第7条(会費)

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第8条(会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)会員である個人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3)1年以上会費を滞納したとき、又はグリーンファンド

基金への拠出を止めたとき

(4)除名されたとき

第9条(退会)

本法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

第10条(除名)

正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)本法人の定款又は規則に違反したとき

(2)本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第11条(会費等の不返還)

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第12条(役員)

本法人に次の役員を置く。

(1)理事 3名以上7名以内

(2)監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち、1名を理事長とする。

3. 理事のうち、副理事長2名以内、専務理事1名、常務理事2名以内を置くことができる。

第13条(役員の選任)

役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

第14条(役員の職務)

理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この

法人を代表しない。

3. 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、席次の順に従いその職務を代行する。

4. 理事は、業務を執行する。

5. 監事は、特定非営利活動促進法第18条に定める職務を行う。

第15条(役員の任期)

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、2年を経過しても後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は任期満日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。もしくは、2年を経過していない場合においても、任期中2回目の通常社員総会終結の時までとする。

3. 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条(役員の解任)

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第17条(役員の報酬)

役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。

3. 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第18条(事務局)

本法人に事務局を設ける。

2. 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任命する。

3. 事務局職員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。又、理事を兼務することができる。

4. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第19条(種別)

本法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条(構成)

総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第21条(権能)

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画及び活動予算、事業活動報告及び活動決算、その他本法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)総会の議決した事項の執行に関する事項

(2)理事会として総会に付議する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第22条(開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認めるとき

(2)正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事

項を示して請求があるとき

(3)特定非営利活動促進法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき

3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めるとき

(2)理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(3)監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

第23条(招集)

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、正会員又は理事(以下「構成員」という)に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はその限りではない。

第24条(議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第25条(定足数)

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第26条(議決)

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条(書面表決等)

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法若しくはファクシミリをもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面、電磁的方法若しくはファクシミリによる表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第28条(議事録)

会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)会議の日時及び場所

(2)構成員の総数

(3)会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名(書面または電磁的方法、ファクシミリによる表決者若しくは表決の委任者がある場合)にあっては、その数)

(4)審議事項

(5)議事の経過及び議決の結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

第29条(資産の構成)

本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)会費

(2)寄付金品

(3)財産から生ずる収益

(4)事業に伴う収益

(5)その他の収益

第30条(資産の管理)

本法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第31条(経費の支弁)

本法人の経費は、資産をもって支弁する。

第32条(事業会計、活動決算)

本法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. 本法人の事業報告及び活動決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第33条(事業年度)

本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第34条(会計の区分)

その他の事業を行う場合、その他の事業の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計と区分処理を行う。

第6章 解散及び定款の変更

第35条(解散)

本法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。

第36条(定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を

除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

第7章 雑則

第37条(公告)

この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第38条(雑則)

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この定款は、本法人の設立の日から施行する。
2. 本法人の設立当初の役員は、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、2001年3月31日までとする。
3. 本法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本法人の設立当初の事業年度は、設立の日から2000年3月31日までとする。
5. この定款は所轄庁の認証の日(1999年12月8日)から施行する
6. この定款の変更は所轄庁の認証の日(2000年12月3日)から施行する。
7. この定款は所轄庁の認証の日(2002年12月3日)から施行する。
8. この定款は所轄庁の認証の日(2004年6月2日)から施行する。
9. この定款は所轄庁の認証の日(2008年9月30日)から施行する。

10. この定款は所轄庁の認証の日(2009年7月27日)から施行する。

11. この定款は2012年3月28日から施行する。

12. この定款は所轄庁の認証の日(2018年5月25日)から施行する。

13. この定款は所轄庁の認証の日(2019年5月13日)から施行する。

14. この定款は所轄庁の認証の日(2021年5月25日)から施行する。

15. この定款は所轄庁の認証の日(2025年 月 日)から施行する。

定款変更の認証を受けた事業年度の事業計画書

2025年1月1日から 2025年12月31日まで

特定非営利活動法人北海道グリーンファンド

1 事業実施の方針

- ・ 省エネルギーや再生可能エネルギーを広げていくため、会員による基金づくり、市民風車の取り組み、情報収集、普及啓発活動などを展開する。
- ・ 新たな事業展開のための準備を行う

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1)再生可能な自然エネルギーの普及、促進及び省エネルギー促進を目的とした基金の募集及び運用事業	・会員(基金拠出参加者)の募集及び(2)のグリーンファンド基金を活用した再生可能エネルギー事業への運用	(A)会員募集は随時、当該年度の再エネ事業への運用は未定 (B)とくになし (C)職員2名	(D)一般市民 (E)不特定多数	
(2)会員が電力会社に支払う電気料金に、一定率の基金分を加算した料金の収納事業	・会員が北海道電力に支払う電気料金に5%の基金分を加算して口座引落を行い、電気料金は北海道電力に支払う(代行払い)	(A)毎月1回 (B)事務所 (C)職員2名	(D)会員 (E)140名	
(3)再生可能な自然エネルギー及び省エネルギーに関する情報の収集及び広報啓発事業	・新聞、ウェブや研究会等に参加し、再生可能な自然エネルギー及び省エネルギーに関する情報を収集する。その情報を会員等に向けて発信するとともに、専門家、他団体などとも連携し、セミナー等を開催する	(A)随時 (B)新聞、ウェブ、研究会等への参加で情報収集、適宜会員、一般市民向けに発信 (C)職員2名、ボランティア数名	(D)会員及び一般市民 (E)不特定多数	

(4)再生可能な自然エネルギー及び省エネルギーに関する調査・研究及びコンサルタント事業	・自治体、企業等の業務委託により、再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する調査・研究及びコンサルタント事業を行う。	(A)未定 (B)事務所等 (C)職員1名		
(5)再生可能な自然エネルギーを利用した発電及び売電事業	・市民風力発電所の売電事業	(A)常時 (B)発電所 (C)職員2名	(D)社会全体へのCO ₂ 削減効果 (E)不特定多数	
(6)再生可能な自然エネルギーの普及、促進及び省エネルギー促進を目的とした社会制度の研究及び政策提言事業	・再生可能エネルギー及び省エネルギーに関するネットワークに参加し、日本や海外の制度政策について研究し、審議会やパブリックコメントなど必要に応じて政策を提言する。	(A)随時 (B)ー (C)職員2名	(D)国、自治体など (E)不特定多数	
(7)再生可能な自然エネルギーに関する物品の斡旋・仲介及び販売	・家庭等に設置可能な再エネ発電機器の斡旋・仲介・販売	・実施予定なし		
(8)再生可能な自然エネルギーによるグリーン電力証書等環境価値の企画・販売	・風力発電所のグリーン電力証書に関する説明、販売	(A)常時 (B)事務所等 (C)職員1名	(D)環境対策、CO ₂ 削減効果を得たい企業、団体、個人 (E)不特定多数	
(9)再生可能な自然エネルギー等による電気を利用した小売電気事業	・小売電気事業に向けた準備	(A)常時 (B)事務所等 (C)職員2名	(D)会員及び一般市民 (E)不特定多数	
10)前各号の事業に付帯する事業	・実施予定なし			

(2) その他の事業

- ・定款に定めなし

2026年度（令和8年度）の事業計画書

2026年1月1日から 2026年12月31日まで

特定非営利活動法人北海道グリーンファンド

1 事業実施の方針

- ・ 省エネルギーや再生可能エネルギーを広げていくため、会員による基金づくり、市民風車の取り組み、情報収集、普及啓発活動などを展開する。
- ・ 新たな事業として、市民風車の電力を販売する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1)再生可能な自然エネルギーの普及、促進及び省エネルギー促進を目的とした基金の募集及び運用事業	・ 会員（基金拠出参加者）の募集及び(2)のグリーンファンド基金を活用した再生可能エネルギー事業への運用	(A) 会員募集は随時、当該年度の再エネ事業への運用は未定 (B) とくになし (C) 職員2名	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	
(2)会員が電力会社に支払う電気料金に、一定率の基金分を加算した料金の収納事業	・ 会員が北海道電力に支払う電気料金に5%の基金分を加算して口座引落を行い、電気料金は北海道電力に支払う（代行払い）	(A) 毎月1回 (B) 事務所 (C) 職員2名	(D) 会員 (E) 140名	
(3)再生可能な自然エネルギー及び省エネルギーに関する情報の収集及び広報啓発事業	・ 新聞、ウェブや研究会等に参加し、再生可能な自然エネルギー及び省エネルギーに関する情報を収集する。その情報を会員等に向けて発信するとともに、専門家、他団体などとも連携し、セミナー等を開催する	(A) 随時 (B) 新聞、ウェブ、研究会等への参加で情報収集、適宜会員、一般市民向けに発信 (C) 職員2名、ボランティア数名	(D) 会員及び一般市民 (E) 不特定多数	

(4)再生可能な自然エネルギー及び省エネルギーに関する調査・研究及びコンサルタント事業	・自治体、企業等の業務委託により、再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する調査・研究及びコンサルタント事業を行う	(A)未定 (B)事務所等 (C)職員1名		
(5)再生可能な自然エネルギーを利用した発電及び売電事業	・市民風力発電所の売電事業	(A)常時 (B)発電所 (C)職員2名	(D)社会全体へのCO ₂ 削減効果 (E)不特定多数	
(6)再生可能な自然エネルギーの普及、促進及び省エネルギー促進を目的とした社会制度の研究及び政策提言事業	・再生可能エネルギー及び省エネルギーに関するネットワークに参加し、日本や海外の制度政策について研究し、審議会やパブリックコメントなど必要に応じて政策を提言する	(A)随時 (B)－ (C)職員2名	(D)国、自治体など (E)不特定多数	
(7)再生可能な自然エネルギーに関する物品の斡旋・仲介及び販売	・家庭等に設置可能な再エネ発電機器の斡旋・仲介・販売	・実施予定なし		
(8)再生可能な自然エネルギーによるグリーン電力証書等環境価値の企画・販売	・風力発電所のグリーン電力証書に関する説明、販売	(A)常時 (B)事務所等 (C)職員1名	(D)環境対策、CO ₂ 削減効果を得たい企業、団体、個人 (E)不特定多数	
(9)再生可能な自然エネルギー等による電気を利用した小売電気事業	・小売電気事業を展開する	(A)常時 (B)事務所等 (C)職員2名	(D)会員及び一般市民 (E)不特定多数	
10)前各号の事業に付帯する事業	・実施予定なし			

(2) その他の事業

- ・定款に定めなし

活動予算書

自2025年1月1日至2025年12月31日

(単位:円)

科目			備考
I 経常収益			
グリーンファンド収入	1,500,000		
事業収入	85,000,000		天風丸・かなみちゃん風車売電収入・業務委託収入
寄付金収入	600,000		
経常収益計		87,100,000	
II 経常費用			
1.事業費			
仕入支出	500,000		
風車費用	67,000,000		
事業費用計		67,500,000	
2.管理費用			
(1) 人件費			
給与手当等	12,500,000		
福利厚生費	60,000		
人件費計	12,560,000		
(2) その他経費			
一般管理費	6,500,000		
支払利息	150,000		
その他経費計	6,650,000		
管理費計		19,210,000	
経常費用計		86,710,000	
当期正味財産増加額		390,000	
前期繰越正味財産		19,389,167	
次期繰越正味財産		19,779,167	

活動予算書

自2026年1月1日至2026年12月31日

(単位:円)

科目			備考
I 経常収益			
グリーンファンド収入	1,500,000		
事業収入	90,000,000		天風丸・かなみちゃん風車売電収入・業務委託収入
新規事業収入	18,720,000		
寄付金収入	600,000		
経常収益計		110,820,000	
II 経常費用			
1.事業費			
仕入支出	500,000		
風車費用	69,000,000		
新規事業費用	18,000,000		
事業費用計		87,500,000	
2.管理費用			
(1) 人件費			
給与手当等	17,000,000		
福利厚生費	70,000		
人件費計	17,070,000		
(2) その他経費			
一般管理費	6,000,000		
支払利息	70,000		
その他経費計	6,070,000		
管理費計		23,140,000	
経常費用計		110,640,000	
当期正味財産増加額		180,000	
前期繰越正味財産		19,779,167	
次期繰越正味財産		19,959,167	